

国連・「子どもの権利に関する条約」と学校教育改革

— 子どもの権利行使主体性と学校教育の 法規・制度・慣行改革の諸課題 —

The “Convention on the Rights of the Child” and the Reform of School Education

北 川 邦 一
Kunikazu KITAGAWA

はじめに

「子どもの権利に関する条約」は、1989年11月20日、第44回国際連合総会で採択され、翌90年9月2日、20ヶ国以上の批准・加入という条件を充たして国際条約として発効した。91年7月31日現在、93ヶ国が批准・加入をしている。日本国政府も90年9月21日、署名を済ませ批准の意を表明しており、多少の留保は予想されるものの、批准は時間の問題とみられる。

しかし、日本における子どもに関する法規・制度・慣行の現状と同条約の原則・規定の間には多くの矛盾がある。日本の憲法学の通説、有権的解釈のいずれにおいても条約の法的効力は憲法に次ぎ、法律よりは優越するとされる。同条約の批准は、その条規に反する法規・制度・慣習の見直しを迫るものである。

筆者は、基本的には、同条約（以下、混乱のおそれのない限り単に条約という。）の原則と諸規定を適用することが日本の学校教育の改善に資する、特に、条約が子どもを権利行使の主体として認めている点がわが国の学校教育の改革にとっては画期的な意義をもっていると考えている。

本稿は、この観点から、条約の批准、特にその第12条から第16条及び第5条、第18条の適用に応じて必要となると考えられる日本の学校教育に関する法規、制度、慣行の改革の諸問題を論じる¹⁾。

(一) 意見表明権

条約第12条第1項は、自己の意見をまとめる能力のある子どもは、自己に影響を与える

大手前女子学園「研究集録」(大手前女子短大研集)第11号(1991年)

すべての事柄について自由に意見を表明する権利を有し、子どもの意見はその年齢と成熟に応じて正当に重視されるべきことを定めている。又、同条第2項は、この目的のため、子どもには自己に影響を与えるあらゆる司法手続き、行政手続きにおいて、国内法の手続き規則と合致する方法で、直接に、又は代理人若しくは適切な団体を通じて聴聞される機会が与えられなければならないと定めている。

この意見表明権は、単に大人の権利を子どもに適用したものではなく、子どもの権利の保護に関する今日的な国際文書の趣旨を受けて、子どもに特有の権利として条約が明示したものとと言える²⁾。

(1) 生徒規則等の制定・改廃に対する児童・生徒参加

中、高等学校の生徒規則、小学校の「学校生活のきまり」等のいわゆる「校則」(以下、小学校のものも含める時には「生徒規則等」という)は、各学校生活において定められた、児童・生徒一般が守るべきとされる学校を中心とした日常生活を規律する規範である。生徒規則等(「校則」)の概念及び法的性格については諸説があるが³⁾、その一部は、学校懲戒の基準とされ、特に高等学校では懲戒処分等においてその根拠とされ、訴訟において裁判基準として扱われており、その限りで法規範である。

このような生徒規則等のあり方は、学校において子どもたちに及ぼす影響の最も大きい事項であり、これに対する子どもの意見表明権の保障は必要不可欠である。その意見表明は生徒規則等の性格上、単に児童・生徒個人々の意見表明だけでなく、児童・生徒総体の意見表明が認められるべきであり、その意見を「年齢及び成熟度にふさわしく正当に重視する」とは、単に個人々の意見表明の自由が保障されることや生徒集団の意見が予め聞きおかれることに終わるべきでなく、父母や教員の保護・指導を含む制定・改廃の協同決定過程への生徒集団としての参加であるべきである。

ところが現実には、生徒規則の制定・改廃に際しての生徒参加は、以下の調査等が示すように余りにも不十分である。①中学校で2～3%・高等学校で推計4～5%(坂本秀夫・1987年)、②生徒規則の制定・改廃に際して生徒の意見が配慮されている中学校は最大限に見積もって四分の一と見られる(打田修・1988年、校長回答)、③大阪府内の国公立立高校対象の調査回答126校のうち「校則」の制定・改廃に際して「生徒全員から意見を聞く」:2、「生徒会から意見を聞く」:47、両手続き及びその他の方法により生徒の意見を聞く:2であり、「校則」の制定・改廃の起案・審議・決定機関への生徒・生徒会(代表)参加は合計11校である(大阪弁護士会・1988年)。

生徒規則等の制定・改廃については、生徒・児童の意見表明を学校で一定の制度として保障する必要がある。中・高等学校においては制定・改廃への生徒会参加を法制化すべきである。

国連・「子どもの権利に関する条約」と学校教育改革

(2) 退学処分等の聴聞制度法定の必要

学校教育法第11条、同法施行規則第13条は生徒・児童に対する懲戒について定めている。又、同法第26条、第40条は「性行不良であって他の児童（生徒）の教育に妨げがあると認める児童（生徒）」の保護者に対して当該児童（生徒）の出席停止を命ずることができる旨定めている。しかし、上記法規を含め国の法規における懲戒処分・出席停止に際する聴聞の定めは皆無である。

判決例として、福島県立磐城高校懲戒処分取消請求事件福島地裁判決（昭47.5.12）⁴¹は、「原告の行動はすべて学校側の直前で行われたものであり、原告の行動の動機及び理由は原告が直接間接に被告に対して明らかにしているものであり、原告の人格については…、級担任教師を通じて把握されているのであるから、このような事情のもとにおいては、必ずしも別個に弁明の機会を作る必要はないということが出来る。」と述べている。

又、大阪府立生野高校退学処分取消請求事件大阪地裁判決（昭49.3.29）⁵¹は、「学則に特別の規定があるかあるいは慣行のある場合を除き、処分に先立ち、被処分者たる生徒の弁明をきくか否かは、処分権者たる校長の裁量にまかされていると解される」と述べている。なお、この事件においては、高校生の退学処分にあって、本人の留年希望と親権者の自主退学説得意思とに齟齬があり、学校側が生徒本人の意思を確かめることなく速断して後者を取り新学年度に被処分者本人生徒が留まるべき原級を設定せず、その後も長期にわたり本人と親権者の意思の一致の得られないまま一年四カ月余の経過の後に退学処分に至ったとの経過がみられる。

文部省当局者は、上記大阪地裁判決や福島地裁判決を論拠として、「判例上も生徒に弁明の機会を与えることが学校側の義務であるというようには解されておらず、その機会を与えるべきか否かは学校すなわち処分権者たる校長に任されている」⁶¹との見解を示してきた。

各都道府県立高等学校等について教育委員会が定める管理規則では、千葉県「県立高等学校管理規則」（昭和54年4月1日教育委員会規則第1号）第43条が「懲戒処分の告知は、保護者の立会いのうえ、校長が行うものとする。」と定めていることの外には、生徒の聴聞・親の立ち会い等の手続き規定は見られない。1990年現在、9つの府県教育委員会の高等学校管理規則には授業料滞納による退学・除籍・出席停止等の規定があるがその際の聴聞も規定されていない。

以上のような状況を考えると、①条約第12条第2項を具体化するために、生徒・児童の教育を受ける権利に係る法的地位の変動をとまなう退学、停学、「謹慎」の懲戒処分及び除籍、出席停止については、特に聴聞の機会を設けるべきであり、それを生徒の権利として確保するための法律を制定するべきである。②これらの処分の重大性を考えると子どもを代理し又は子どもに同意を与える親権者の聴聞も法定するべきである。③退学及び除籍の場合には特に、子どもの利益が第一次的に優先されるよう、生徒の意思、親の意思、学校の秩序の

大手前女子学園「研究集録」(大手前女子短大研集) 第11号 (1991年)

慎重な考量が可能な仕組みを創出しなければならない。④学校の管理主義的傾向を考慮すると、退学や除籍等の重大処分の場合には第三者的機関を設けてそのもとで聴聞を行うようにすることも検討するべきである。

(3) 学校運営全般に関する生徒の意見表明

学校の運営は全般的にいずれも子どもに影響を与える最も重要な事項である。それ故、条約第12条の精神に従えば、以下の事項を含めて、児童生徒の年齢と成熟度に応じた意見表明のあり方、それを正当に重視する学校運営のあり方が追求されなければならない。

- ①各校の教育目標・基本方針づくり ②学校としての教育課程の編成 ③入退学や進級判定の基準の制定、懲戒処分・出席停止等児童生徒の身分扱い ④学校内部での予算編成・監査 ⑤学校行事の方針 ⑥課外クラブの方針 ⑦クラス編成 ⑧施設設備の利用・管理方針 ⑨教科書・教材、教具の選定の基本方針

特に高校生に関しては、欧米に倣って、意見表明権が学校の管理運営全般の協同決定への代表参加や、事項によっては全員投票、生徒総会議決等として法律により制度化されるべきである。条約が直接に学校運営への生徒集団の参加を明示しているわけではないが、論理的にはそれが要請されている。それに至る過程においては、地方レベル、学校レベルでできるところから実現を目指すべきである。なお、上記のうち、⑨の学校図書の一部選定等及び⑤、⑥、⑧、等については現に子どもの意見を聴いている例も多々あるが、もっと一般化することが望まれる。

日本においては、遠い将来のことに思われるが、⑩校務分掌方針、⑪成績評価・評定の基本方針、⑫教職員人事への参加も米国での例等からも充分考えてよいことである。

(4) 学校の管理・運営への親参加

子どもの親権者・保護者としての親の立場に加えて、条約第5条の親の指示・指導の責任・権利・義務の尊重及び条約第18条に規定された子どもの第一次的養育責任者としての親の立場を考慮すると、上述の生徒規則・児童の生活のきまりの制定改廃及びその他の学校運営に関する子どもの意見表明・参加をバック・アップするために、これも欧米で種々の形態で見られる親集団の学校運営全般への権利・権限ある参加の制度が法定されなければならない。

現在のPTAも、学校運営への親の一定の参加を可能にしているが、学校教育の基本的なあり方への親の関与は基本的に否定されており、親には学校の運営の決定に関する何等の権利・権限も法定されておらず、そのことがPTAを通じての学校教育への親の参加そのものを低調なものにしているとも考えられるのである。

また、子どもの懲戒処分に関しては、既述のようにその過程における親の意見表明の責任・権利・義務、学校による親の聴聞の機会の設定義務が法制化されるべきである。

(二) 表現・情報の自由

条約第13条は、第1項で、①子どもが表現・情報の自由の権利を有すること、②この権利は、子どもが選ぶあらゆる方法により、あらゆる種類の情報及び考えを求め受け伝える自由を含むことを規定している。又、第2項で、③この権利の行使の制限は、[1] 法律により、かつ、[2] 次の目的のために必要な場合にしか行い得ないと定めている。(a) 他のもこの権利又は評判の尊重。(b) 国の安全、公の秩序、又は公衆の健康若しくは道徳の保護。

(1) 翔町中学校事件最高裁判決の問題性

翔町中学校内申書事件最高裁第2小法廷判決(1988.7.15)は、ビラ配布による学習効果の減殺等の弊害を未然に防止するために生徒会規則によって学校内における文書の配布を学校当局の許可にかからしめ、その許可のない文書の配布を禁止することは、必要かつ合理的な範囲内の制約であって憲法21条に違反するものでない、と判示している⁷⁾。

「必要かつ合理的な範囲」であれば法律の定めによらずとも子どもの表現の自由を学校が制限できる、という上記最高裁の判旨が条約第13条に反することは明白である。

(2) 許可制等を定めている生徒規則の改定

高等学校生徒規則の掲示・文書配布・放送に関するものには、生徒の表現・情報の自由を制限しているものがきわめて多い。これらは、学校において特定の場合には子どもの表現・情報の自由を制限できるとの法律が新たに定められない限り、条約が批准されれば、それに反することとなる。

①特に、可否の基準・理由を明示することなく生徒指導部等による許可制を採っているものは、人権を制限できるのは他の人権やその総合としての公共の利益等に限られるという民主的な法理の常識さえ欠いたものとして、現在でも直ちに改正の必要がある。

②「届け出」の語を用いていても表現・情報活動が生徒の自由・権利であることを周知させず「届け出て生徒指導部の指導を受けること」としている例が多いが、日本の学校の従来の大勢としては自由抑圧に機能してきたとみられる。児童・生徒の表現・情報活動に対する教職員の指導は一定の範囲で正当なものとして成立し得るが、その前提として表現・情報の自由が学校における生徒の権利であることが生徒に周知徹底されていなければならない。

従って、表現・情報に関して届出制を定めている生徒規則等でその前提としての表現・情報の自由の保障を明示していないものは、条約批准以前でもその改定が必要であろう。

(3) 営利活動等に関する表現・情報活動を規制する法律制定の必要

物品販売、営利活動、金品の募集等に関する掲示・文書配布・放送等を一律に禁止している生徒規則の例がみられる。この種の規則も、これらを禁止・制限し得るとする法律の定められていない現状では明らかに条約違反となる。

大手前女子学園「研究集録」(大手前女子短大研集) 第11号 (1991年)

学校において児童・生徒の物品販売や営利活動、金品募集に係る表現・情報の自由を授業時間外であるとしても無制限に認めることは、児童・生徒の教育を受ける権利、学校の教育目的を損なうことがあり得る。条約の批准に際しては、これらの自由を必要な限りで制限する法律を定めることが必要である。

(4) 政治、宗教に関する表現・情報の自由を禁止・制限している生徒規則の改正・検討

①高等学校生徒規則の中には、政治又は宗教に関する掲示・文書配布・放送等を一律に禁止している例がみられる。生徒のこれらに関わる表現・情報の自由を一律に禁止することは、現在でも教基法第8条第1項の政治的教養の尊重の規定、同法第9条第1項の宗教の尊重の規定に違反しており改定の必要がある。政治又は宗教に関する表現・情報活動一般が、前記条約第13条第2項に規定する自由の制限が必要な場合に該当するとは到底言い得ないので、上記のような生徒規則の規定が条約に違反することも明らかである。条約の批准に際しては、上記のような生徒規則は改定する必要がある。

②同時に、教基法第8条第2項は学校の政治教育・政治的活動に、同法第9条第2項は国公立学校の宗教教育・宗教的活動に一定の制限を加えている。児童・生徒個人およびその集団の活動と学校の活動とは区別されるべきであり、学校に対する制限がそのまま児童・生徒に対する制限ではない。しかし、教基法が前記政治的教養の重視、宗教の尊重の反面として、学校の政治活動、宗教活動を制限している趣旨は、児童・生徒が民主社会における自由な政治活動、宗教活動の主体への成長・発達の豊かな可能性を保障するためのものと解釈される。従って、たとえ児童・生徒集団の自由な活動によるものであれ、学校生活において個々の児童・生徒が政治的思想や宗教的信念に関して実質的に自由な選択ができないほどに特定の政党・政派や宗教・宗派が支配的であることは、学校のあり方として教育基本法により禁止されていると解釈され、この限りで児童・生徒の政治的、宗教的表現活動は教基法により一定の制限を受ける。

この面から特定の宗派的、政党的活動が学校において支配的にならないように児童・生徒の政治的、宗教的表現・情報の自由を一定の制限を課することが教基法に適合するものとして存立し得る可能性がある。しかし、子どもの権利条約第13条第2項は、子どもの表現・情報の自由を制限する場合、「子ども（である児童・生徒）の自由」をそれとして制限する法律の定めを求めていると解されるから、この種の子どもの自由の制限ができるとの明文による法律の定めが新たに必要である。

(5) 学校の財産・経費を用いる場合の民主的な基準の形成

学校の施設、設備、物品、経費を用いての掲示、文書配布、放送等の児童・生徒の表現・情報活動は、財政的物質的に制約があり得るので、児童・生徒の権利性を明確にするとともに、必要な限りで民主的な基準を定めてそれに従うという制限を受けざるを得ない。例えば、

国連・「子どもの権利に関する条約」と学校教育改革

特定の生徒集団だけが掲示板や印刷機・用紙、放送施設・機器を独占的に使用するなどは望ましくなく、民主的教育的な基準に基づく権利の調整が必要である。そのためには、既述の生徒規則・学校生活のきまり等の制定・改廃への児童・生徒参加が必要である。

現在の生徒規則における基準を明示した届け出制による掲示、文書配布、放送規定のうちにはそのような役割を果たすものとして是認し得るものもある。しかし、条約を批准する以上は、たとえ届け出制であっても子どもの表現・情報の自由を制限する限り、条約第13条第2項の要請により、その根拠を与える法律の定めを創設する立法措置が必要である。

(6) 児童・生徒の表現・情報の自由の事実上の教職員による一方的制限の廃止。

以上については、生徒規則等によって一定の正当性の形式をもって児童・生徒の表現・情報の自由が恒常的に制限され得る場合について述べてきたが、現実には、何等の定めもなく、實際上、生徒会新聞の内容を教員が検閲する、生徒会規則に関するアンケート用紙を配らせない、文化祭の音楽や演劇、模擬店等の内容を教職員が一方的に必要以上に規制する等の事例が伝えられている。条約を批准するならば、当然、条約の定めに沿うよう改めなければならない。

(三) 思想・良心・宗教の自由

条約第14条は、子どもの思想、良心、宗教の自由の権利を保障している。①その第1項は、「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」(1966年発効、日本79年批准)第18条第1項ほどには、この自由の「自ら選択する」自由及び「礼拝、儀式、行事、教導」を通じて表明する自由としての内容を明示してはいない。②同第2項は、この子どもの権利行使に当たって親・法定保護者が、「子どもに指示を与える」権利・義務を締約国が尊重すべきことを明示している。条約第5条に定められた子どもの権利行使に際して「親が指示する権利・義務」の尊重という一般原則が、具体的な権利としてはこの条項の権利にのみ明示されていることは、思想、宗教、良心についての親の役割の大きさを示すものと考えられる。③上記人権規約第18条第4項が、親・法定保護者が「自己の信念に従って子どもの宗教的及び道徳的自由を確保する自由」を規定しているのに対して、条約ではそのような規定は無くなっている。思想・良心・宗教の自由が第一次的には子ども自身の権利であることがより明確にされたものと評価される。④条約同第18条第3項は、思想・良心・宗教の自由については、これを外的に表明する(manifest, manifest)場合にしか表現の自由と同様の制限が行われ得ないことを定めている⁸¹⁾。

(1) 「君が代」斉唱・日の丸敬礼の問題性

学習指導要領における「君が代」の斉唱指導の規定及びこれに基づく学校教職員による君が代の児童生徒・親の意思に反する斉唱指導は憲法の主権在民の原則及び本条に違反するも

のとして認められない。

①1989年文部省告示学習指導要領は、「君が代」を指して「国歌の斉唱を…指導するものとする」としている。これは明確に日本国憲法の定める主権在民の原則に違反しており、これ自体、憲法第98条第2項により無効である。②憲法が主権在民を原則としているということは、日本国民の大多数はこの原則をその思想・良心としているということであり、子どもも成熟と年齢に応じてかかる思想・良心を相応に有していると判断される。親の指示・指導もこの方向にあることが当然に予想される。又、「君が代」斉唱反対を表明することは、暴力的手段による等でない限り、通常、本条約第14条第3項の自由を制限し得る場合に当たらない。従って、全くの悪ふざけ等を別とすれば、「君が代」斉唱にそれとして反対してその思想・良心を表明する子どもに学校の教職員が斉唱を強制することは、子どもの思想・良心の自由ないしそれに関する親の指示・指導の尊重に反するものであって、本条約に従えば許されない。③行政機関が教員に、入学式や卒業式等における君が代斉唱指導を指示乃至強制することは、学習指導要領という公の機関の文書（しかも政府・文部省の解釈によれば法的拘束力を有するとされる文書）による場合も含めて、①に既述のように憲法違反であるだけでない。②に述べたように当然に予想される、本条約第14条第1項の子どもの自由ないし第2項の親の指示・指導の権利を教員が抑圧するよう国家行政機関が指示ないし強制することによって、それ自体条約第4条の締約国の実施義務違反である。④児童・生徒自身の思想・良心・宗教ないしはそれに関する親の指示・指導に反して日の丸への注目・敬礼を指導することは、本条違反となる。

(2) 私学における「宗教」の時間・宗教行事の代替授業の保障

私立学校の宗教教育の根拠としては教育基本法第9条、学校教育法施行規則第24条第2項があり、これらの規定による私立学校の宗教教育の一定の自由が認められる。しかし、幼稚園や高等学校についてのわが国の現状は、世俗的な公立学校教育が受けられる権利が保障された上で宗教教育を含む私立学校選択に自由が成り立っている義務教育の場合と異なり、子ども・親が望む世俗的教育又は宗教・宗派教育をする（又はしない）学校を自由に選び得る実態にない。そのような場合に国から特別の保護を受けている私立学校にのみ一方的に宗教的行事や「宗教」時間の内容設定を認めるだけではその反面において子どもの宗教の自由・これに関する親の指示・指導権を軽視することとなり不公平である。

日本国憲法第20条第1項、第2項及び条約第14条によるならば、宗教系の私立学校において、子どもやその権利行使の指示・指導者としての親が宗教を信じない場合や学校の宗教とは異なる宗教を信じる場合には、「宗教」の時間や宗教行事を欠席し代替教育を受ける権利を認めるよう法規で明確にする必要がある。この代替授業は、子ども・親の要求する宗教・宗派のものであることは必ずしも必要ではないが、少なくとも非宗教的なものが準備される必要はあろう。

国連・「子どもの権利に関する条約」と学校教育改革

(3) 国・公立学校における宗教的少数者の不利益扱いの問題

「エホバの証人」派等の宗教的理由によって体育における格闘技を見学乃至欠席する場合やキリスト教信者が信仰によって日曜参観授業を欠席する場合⁹⁾にそれを教務措置上不利益扱いすることは、条約第14条によれば認められない。単に欠席という消極的手段で宗教的信念を表明することは同条第3項が認める制限を課することができる場合に該当するとは考えられないからである。

しかし、このような場合に、子どもの受けるべき教育の見学・欠席等による不足を学校が代替授業等によって補うことを教育を受ける権利としてどの程度まで要求できるかは、憲法第20条第3項、教基法第9条第2項の定めによる国公立学校の非宗教性の要請を踏まえて考量しなければならない。

(4) 学習指導要録、調査書（「内申書」）等の「備考」欄、「特記事項」欄等の記載

学習指導要録、調査書（いわゆる「内申書」）の「備考」「特記事項」「出欠の記録」等の欄その他で思想・信条等に関連する記述がある場合には条約第14条に違反することになるので削除するべきである。

①前出の麹町中学校内申書裁判事件（1971年提訴）では、調査書の「備考」「特記事項」「欠席の主な理由」の欄等に生徒の思想・信条に関する記載が行われ事実上それが原因となって希望高校に進学できなかったと判断される。この事件に関する前記最高裁判決（1988.7.15）は、参加組織名、ビラ配布、集会・デモ参加、機関誌配布等の行為を調査書の上記欄等の単に記入したことを、単に外部行為を記述したものであって思想、信条自体を記述するものでないとしている¹⁰⁾。しかし、思想、信条等人間の精神的内面は外部行為を通じてしか外に現れ得ない。このような最高裁判旨は明らかに強弁である。

②この事件の裁判を通じて、従来からも問題にされていた、調査書の「備考」「特記事項」「欠席の主な理由」「総合所見」「総評」等々の欄における学科成績以外の事項の記述が、生徒の思想、信条を入学者選別の資料にするという意味での差別につながることの危険性が特に社会的に明らかになった。憲法及び条約第14条の子どもの思想、良心、宗教の自由の保障規定によれば、思想、信条に関する事項を高等学校入学者選抜の資料にすることが認められないのは明白である。ところで、上記最高裁判決の強弁が逆に示しているように、人間の思想、信条はその外部行為の記述によってある程度まで記述することができる。現に上記事件内申書はそれをしてきた。人間の思想、信条は外部行為を通じて表現されるし、全く外部行為によって表現されない思想・信条は、社会的意味が薄いからである。調査書の「総評」（の学科成績以外の記述）「行動（・性格）の記録」「特記事項」「欠席の主な理由」欄等の記述から思想、信条に関する記述を厳密に取り除くことは、論理的には不可能であると考えられる。

他方、憲法の、すべての国民に「能力に応じて等しく教育を受ける権利」を保障せよとの

要請は、学科・教科の学習能力以外の資質については、差別せずに教育を受ける機会を等しくせよとの意味を含んでいると考えられる。

従って、少なくとも、暴力等により学校における他人の人権又は教育を受ける権利を侵害したというような特別の場合を別として、一般には、高等学校について入学者の選抜の資料として調査書(内申書)を利用する場合、それに必要不可欠な学科成績以外の事項の記述、すなわち、「総評」(の学科成績以外の記述)、「行動(・性格)の記録」、「特記事項」、「欠席の主な理由」等の記述欄は、不要であり削除すべきであると考えられる。教育の継続性を保障するためならば、それらの事項は選抜の資料とはせず入学後に出身校からそれらの事項を含む文書を送付すれば充分である。

③法規や生徒規則等への違反やそれに対する懲戒の事実を指導要録や内申書に記載することは、思想・良心・宗教の自由の問題とは一応、別であり、麹町中学校事件の場合、最高裁判決によれば、学校により咎められて当然の問題行動が原告の中学生の側にもあった。

しかし、今日の日本では九割以上が高校教育を受けており高校教育を受けることは子どもの権利と考えるべきこと若しくはそれに近い状態にあること、公立中学校では退学や停学は認められてないなど社会的にも中学生の未熟さが許容されていること等を考慮すると、当該事件における程度の中学生の問題行動をもって高校教育を受ける機会自体を奪うことは過酷であると考えられる。むしろ、高等学校進学を過去の過ちを精算する機会とすることを期待して受験先の高校への調査書には上記のような記述はするべきではないと考えられる。

(四) 結社・集会の自由

条約第15条は、第1項で子どもの結社の自由freedom of association, la liberté d'association及び平和的な集会の自由freedom of peaceful assembly, la liberté de réunion pacifiqueを保障している。次に第2項で、この権利の行使については、次の①かつ②の場合以外、いかなる制限も課することができないとしている。①法律に定められた制限。②国の安全、公共の安全若しくは公の秩序のため、又は、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他人の権利及び自由の保護のために、民主的社会において必要な制限。

子どもの結社・集会の自由を明記したこの第15条は、この条約の条文の中でも、条約が子どもを権利行使の主体としてとらえ直したことを最も明確に示すものと考えられる。従来、子どもの権利を一応認める考え方においても子どもを専ら保護すべき対象とみる傾向が強く、自ら団体を組織し又は集会を組織する能動的な権利を子どもたちに認めることは明確でなかったからである。

(1) 条約に違反する生徒規則・慣習

高等学校の生徒規則にみられる大きな傾向は、先ず学校のそれなりの教育の目的・目標や

国連・「子どもの権利に関する条約」と学校教育改革

意義による枠付けをし、学校の管理職や教職員がそれに合致すると考える範囲内で（多くの場合個別に、）集会や団体結成を認めるという場合が多い。「届け出」の語が用いられているうちの多くも、実際は教員の事前の強い「指導」が、権利性を損ねているとみられる¹³⁾。

条約に従い、集会・結社の自由の基本的な人権性を明確にし保障することを基本として、その上で学校における他の者の人権及び生徒の教育を受ける権利との総合調整ないし相互調整上必要不可欠な制限のみを客観的な基準に基づいて加えるというように改定するべきである。

（２） 生徒会連合禁止文部省通達等の撤回

文部省初等中等局長通達「高等学校生徒会の連合的な組織について」（1960年）は、高校の生徒会連合の禁止を指示している。又、初中局長通達「高等学校における政治的教養と政治的活動について（文部省見解）」（1969年）は、法律の根拠に基づくこともなく、高校生の政治活動の全面禁止に近い制限を指示しており、条約の結社の自由、集会の自由に反する内容となっている¹⁴⁾。これらの通達が上述の生徒規則による生徒の権利抑圧の重大な要因にもなっていたとみられる。条約批准に際しては、通達による弊害を一掃するためにも、又、文部省が子どもを権利行使の主体としてみる条約の精神を受け入れたことを明確にするためにも、これらの通達は撤回するべきである。

（五） プライバシー、通信、名誉の保護、教育に関する自己情報を知る権利

①条約第16条は子どもがプライバシー、家族、住居、通信、名誉、評判について保護を受ける権利を有すると規定している。②プライバシーの保護には、自己情報の開示請求・誤った自己情報への異義申し立て修正機会の保障という要請も含まれる。③関連して、既述のように条約第13条は子どもがあらゆる種類の情報を求め受け伝える自由を保障している。④そして条約第28条第1項(d)は特に教育及び職業に関する情報及び指導をすべての子どもに開放・利用可能にするべきことを定めている。⑤以上によるならば、特に、「内申書」（調査書）、学習指導要録、入学者選抜試験・就職試験の成績・判断、その他、子どもが教育に関する自己情報を知る権利は、特に第13条第2項により、次の①かつ②の場合以外は認められなければならない。①(a)他の者の権利又は評判を損ない、又は、(b)国の安全、公の秩序、公衆の健康又は道徳を損なう。②法律の定めに基づく。

（１） 子どもの人格・プライバシーの尊重

学校では、子どもが自主性、誇り、人間としての尊厳性、等を有し、他人にむやみに自分の内面に踏み込まれたいくない感情をもった人格的存在であることを尊重すべきである。

中学生や高校生のカバンの中の持ち物を抜き打ち検査で開けさせる、それを体育など生徒がいないときに知らない間にやる、授業中に見ていたからといって手紙をとり上げる、その中味を読む、生徒会に来た手紙を読む、等は、子どもの人格・プライバシーを軽視すること

大手前女子学園「研究集録」(大手前女子短大研集) 第11号 (1991年)

であるので改めねばならない¹³⁾。

(2) 性格テストの問題性

学校で「性格テスト」と通称される子どもの性格・心理の調査が行われている場合がかなりあるようである。しかし、その教育的意義に疑問があると同時に、どのように使われどのように他への情報漏れが防止されているか明確でない、結果が子ども本人又は親に知らされていないなど、子どものプライバシーの保護が明確でないことが重大問題である¹⁴⁾。

(3) 情報公開条例

1989年12月末現在で、情報公開条例・要綱を備える地方公共団体は32都道府県、129市区町村であるが、自己情報開示請求権が明記されているところは4府県(神奈川、埼玉、大阪、三重)・32市区町、自己情報訂正請求権も明示されているところは2府県(神奈川、大阪)・22市区町にとどまっている¹⁵⁾。

情報公開制度を利用した追跡調査では学校の教育委員会への体罰報告書が事実を歪曲して報告している事例が明らかにされている。学校の公開性・公正さの維持、体罰抑制等のためにも自己情報の開示請求権・訂正請求権は重要であり、制度の整備・改正が求められる。

(4) 電算機個人情報保護法の問題点

「行政機関の保存する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(昭和63年法律第9号)は、第13条で自己情報ファイルの開示請求権を定めているが、その但し書きで学校における評価及び入学試験成績等は、その限りでないとして規定している。条約第16条の趣旨に沿うためには、電算機処理に係る学校の評価・入試成績等を本人開示しなくてもよい場合があるとすれば、なぜそうなのか、特に上記条約第13条第2項に該当する理由を明らかにしなければならない¹⁶⁾。

(5) 高槻市内申書開示請求事件

1991年1月7日、高槻市立中学3年生・森本三樹子さんは、高槻市長に対して同市個人情報保護条例第17条に基づき、同年2月作成予定の同年の大阪府公立高等入学者選抜のための調査書(内申書)の開示を請求した。市教委の非開示決定、同市個人情報保護審査会への異議申し立て、同会の全面開示答申、市教委の再度の非開示決定を経て、同年6月20日、森本さんは、市教委を被告とし調査書(内申書)を開示しないとする処分を取り消しを求めて大阪地裁に提訴した。

その訴状は、「調査書をめぐる現在の問題点」として①誤記、②恣意的な不利益記載、③学校内の管理強化の手段としての調査書、④内申書の点数操作を挙げ、内申書開示はこれら問題点を正してゆくことに資するとしている。

訴状によれば、内申書開示請求の正当性は次の理由等による。①内申書開示請求は「他人が自己についてのどの情報を持ちどの情報を持ちえないかをコントロールする事ができる」点を本質とする人権としてのプライバシー権の行使であり、日本国憲法第13条による保護

国連・「子どもの権利に関する条約」と学校教育改革

を受ける。②子どもないしその親の教育情報の開示請求権は憲法第26条の教育を受ける権利の内容に含まれる。③1979年に日本も批准した国際人権規約B規約第17条、1990年に国連で発効した子どもの権利条件第28条第1項(d)等、国際人権法は、教育上の自己情報開示請求権を認めている。④アメリカやドイツ等、諸外国の例がある。⑤開示請求手続きを含む高槻市個人情報保護条例の定めがある。

他方、同91年2月13日、市教委が個人情報保護審査会に提出した弁明書において市教委が内申書を開示しないとする理由は、次のようである¹⁷⁾。①本人に知らせないほうが望ましい記載事項の存在。②他生徒のプライバシーの侵害。③教師の主観的判断による評価の説明困難。④府教委選抜要項の相対評価による序列化の説明困難。⑤公正さ・客観性のための秘密保持。⑥本人・保護者からの圧力による混乱回避の必要。⑦教師の教育評価権の確保・侵害防止。⑧調査書を非開示とする法規・行政解釈の存在。⑨時間的、物理的対応不能。

又、上記、内申書非開示決定に対する森本さんの異義申し立てを棄却する理由として同市教委が挙げた理由は、主として次のようである¹⁸⁾。①調査書の「公正、客観性を担保するためには、その記載内容が制度上秘密であることが要請される」。②仮に開示を認めると、開示を受けた生徒と受けない生徒との間に不公平を生じる。③内申書の取り扱いは統一して対処する必要があり、一つの地域で内申書の開示を一般化すると、隣接地からも進学する高校の同一学区内で公平な扱いとはいえなくなる、④本人への開示を前提に作成された内申書は、高校側で、信頼できる公正な資料として活用できないと判断されるおそれがある。⑤同一学区で一地域のみで開示すると、開示されない他市町との協調関係、大阪府との協調関係の維持が図り難くなる¹⁹⁾。

(6) 内申書等の開示と教育、教育学、教育法学上の諸問題

①内申書、指導要録、「性格テスト」等の教育上の自己情報を知る権利は、子どもの権利条約も認めるように基本的には当然の権利である。それどころか、自己自身について個別に作成された最も基本的な情報であって、そもそも「個人情報公開条例」や「公文書公開条例」等の定める特別の手続きによることなく、通知表のように作成された時点で直接に本人ないしその保護者に当然知らされるべき性質のものである。特に生徒・親が進路決定をするための資料として、又、内申書が教員による生徒支配の道具として使われているという実態ないしはその疑念を一掃するためにも、内申書を本人ないし親に開示することは当然必要である。

②伝えられるように、自校の生徒を受験において有利にするために私学受験と公立高校受験との場合に応じて実際の成績に改変を加えて内申書の成績をつけている場合がかなりあるとすれば、私立高校を含めて全府的にあるいは全国的にそのような成績操作をしないような高校入試制度の応急改善が必要である。

③翔町中学校内申書事件に関連して既に考察したように、仮に能力による選抜・そのための資料としての内申書の必要性を当面は認めるとしても、成長中の子どもの教育を受ける機

会・権利の保障、思想・信条等による差別の可能性の排除などのために、学科成績以外の事項は内申書の記述事項から削除するべきである。

④今日の日本で高等学校教育を受けることは子どもの人権として認めるべきであるとする、仮に選抜が認められるとしても、従来から言われている学区の縮小や総合選抜による選抜競争の緩和に加えて、例えば現在の義務教育のように一定の高校には入学できる権利を保障した上で、必要最小限の入試選抜をするなど、高校入学・入試制度の基本的な改善が要求される。

⑤教育上の自己情報の本人開示という一般的な問題として考えると、子どもが準備もなく自己の欠陥や欠点、問題点を直接に知ることが必ずしもその子どもの成長・発達の上で肯定的に作用するとは限らない場合がありうる。子どもの年齢・成熟を考慮した方法・制度(例えば小学生等の場合、本人でなく親に開示すること)を、考慮する必要がある。

⑥情報公開ということでは、学校の文書・情報と行政機関の文書・情報との扱いを区別しかつ統一的に解明する法理を用意する必要がある。

⑦そもそも、人一般の入学試験や資格試験、就職試験等の本人情報の自己開示請求権が認められるべきであろう。

(六) 子どもの私的自由とそれに対する親の指示・指導の尊重

(1) 私的事項・学校外生活の自由の保障

フランスの1789年の人権宣言第5条にみられるように、法律は社会に有害な行動でなければ禁止することはできず法律によって禁止されないすべての事柄は妨げられ得ないというのが近代民主主義の法の理念である。これに基づけば、元来、頭髪や服装、個人の家庭生活その他の私的行動は法律に反しない限り個別の人権規定を待つまでもなく憲法上の保障を受ける個人的自由という法的な権利であり、そもそも学校や国・行政機関等が法律の根拠もなく規制すべき事項ではない。日本国憲法第13条も、各個人の自由及び幸福追求の権利は公共の福祉に反しない限り最大限に尊重すべきことを定めている。

子どもの権利条約が髪型や服装を子どもの自由・権利として保障するという直接的な明文の規定を欠いているのは、近代民主主義の法の精神によれば余りにも当然のことなので敢えて触れていないのであると考えられる。

頭髪、服装、その他の私的事項、家庭・校外生活は、個別法規の明文の規定を待つまでもなく、子どもを含む個々人の憲法上の個人的自由として保障されるべきものである。

今日、学校が生徒規則(校則)等により、男子丸刈りや女子おっぱ等髪形、制服やカバン、靴、靴下、下着の色、その他の服装・持ち物、放課後や休暇中の遊び、交友・男女交際、外出・旅行、アルバイトやバイクの所有・免許取得・運転など、本来、集団として定め

国連・「子どもの権利に関する条約」と学校教育改革

る必要のない私的事項や家庭生活・校外生活に関してまで児童・生徒を規制している例が広くみられるが、それらは上述の私的自由の保障の観点から改められなければならない。

確かに、例えば休暇中の生活規律や家庭生活の習慣、挨拶の仕方、礼儀作法など、個人的自由に属する事項についても、学校教師が子どもを教育・指導することが望ましいが、それらは一律に規制するべきではなくて、個々の生徒の個別の事情をも理解し、自由・自己決定を尊重・奨励することを基本として指導・教育するべきである。

(2) 子どもの個人的自由に対する親の指示・指導の尊重

①条約第5条は、「この条約において認められる権利」を子どもが行使するにあたってその親・法定保護者等が適当な指示・指導を行う責任、権利及び義務を締約国が尊重すべきことを定めている。②又、条約第18条は、親・法定保護者が子どもの養育 *upbring, d'élever* 及び発達 *development, développement* に対する第一次的責任 *the primary responsibility, la responsabilité au premier chef* を有すること、国は親がこの責任を果たすことができるよう適当な援助を与えるべきことを定めている。

条約のこれらの規定によっても確認されるように、上述の、児童・生徒の個人的自由に属する事項に関しては、生徒の親の指示・指導の責任・権利・権限は教師・学校のそれより優先するものとして尊重されねばならない。

児童・生徒の個人的自由に委ねるべき事項に関する生徒規則等については、髪形、服装、バイク等を含めて具体的内容全般について既に別の機会に検討したので²⁰⁾、以下では特に新しく言及すべき問題の若干について述べる。

(3) 制服訴訟最高裁判決（90年3月29日）

千葉県夷隅郡大原町の司法書士が、長女が昭和62年4月、町立大原中に入学した際、制服を注文し、代金4万4100円を請求され、「制服の着用の強制は、表現の自由を保障した憲法に反する」と千葉県を相手に上記制服代金の支払い肩代わりを求め提訴した。この上告審判決で、1990年3月29日、最高裁第一小法廷は、原告の訴えを退けた一、二審を支持、上告棄却の判決を言い渡した²¹⁾。

判決文そのものは未入手なのでこの訴訟について詳論はできない。しかし、体育・実習その他の場合で安全保護上・教育上の特別の必要性のない限り、既述のように服装は生徒個人の自由に任せられるべきである。国公立学校が中学生に父母の費用負担をとまなう制服等を強制することは原告の主張するように憲法の義務教育無償の規定に反するほか条約第28条第1項が例示する中等教育の無償化等による機会の平等化にも反する。服装は、条約によって第13条の表現の自由としても保護されるべきである。

(4) バイク「3ない」規制等の動向

①1989年3月実施・90年7月6日発表の文部省の全国実態調査²²⁾によると、県全体で統一した基準を設けて高校生のバイク（原動機付き自転車）やオートバイ（自動2輪車）の

大手前女子学園「研究集録」(大手前女子短大研集) 第11号 (1991年)

「免許をとらない・車を持たない・乗らない」の「3ない運動」を展開しているのは、現在も31府県に上っている。しかし、二輪車事故による16-18歳の死者(運転者のみ)は、78年の450人から80年代後半には年間700人台へと、年々増え続けた。このため、政府の交通対策本部は89年7月に「安全教育」に重点を置いた2輪車の事故防止対策を改め、実技や交通法規を教えるなど「安全教育」の徹底を求める通知を出した。上記文部省調査によると、バイク(原動機付き自転車)の免許について全面禁止の学校は、前回調査(85年度)では全体の30.7%に上っていたのが、今回は全体の22.8%に減少するなど「三ない」規制緩和・見直しが進行している。

②茨城県や神奈川県では高校生を対象としたバイクの実技指導等が学校の公認のもとに進められている²³⁾。全国でも厳しいと見られる「4+1ない」規制を進めてきた神奈川県でも89年から県立津久井浜高、91年から県立川崎南高校など生徒の運転免許の取得を自由に認める「届出制」に踏み切った。91年度から神奈川県教委保健体育課は積極的に指導による事故の防止を目指している。同課によると、県立高校111校のうち昨年バイクの実技指導を実施したのは72校で一昨年より20校増えた。バイク通学を認めているのは65校に達している。

(5) 東京地裁オートバイ退学処分違法判決

東京都葛飾区の私立修徳高校のオートバイ免許取得を禁止した「校則」違反をめぐる訴訟で、1991年5月27日、東京地裁は、生徒規則に反してオートバイの免許をとり運転したことを理由に退学処分にしたことは、「社会通念上著しく妥当性を欠き…違法な処分である」とし、「被告は原告に対し、金108万4700円を支払え」との判決を下した。妥当性を欠く処分に歯止めをかけて生徒の教育を受ける権利の保護に資することは、評価できる。

しかし、その判決はオートバイ免許取得を禁止した「校則」自体は適法・合理的であると、次のような理由を述べている²⁴⁾。

①「(校則の憲法13条違反について) 憲法の規定は、専ら国又は公共団体と個人との関係を規律するもので、私人相互の関係を直接規律することを予定しない。」②「高等学校も、…在学する生徒を規律する機能を有する。学則等の規定は、在学関係の目的と関連し、内容が社会通念に照らして合理的なものである限り、生徒の権利や自由を制限するというだけで無効とはならない。」③「学校設置者は、生徒を教育するという在学関係成立の目的に関連する限りで生徒の校外での活動についても規律することができる。…本件高校をとりまく事情の下では、これを規制することも、学校設置の目的達成のために許される。」④「本件高校における免許取得・バイク乗車の禁止の校則は、社会通念上十分理性を有する。」

この判決理由の問題点については、次の最高裁判決と合わせて論ずる。

(6) 鎌形学園バイク事件最高裁判決

1991年9月3日、最高裁第三小法廷は、1982年10月バイク禁止の校則違反を理由に自

国連・「子どもの権利に関する条約」と学校教育改革

自主退学をさせられた元生徒が原告となり「バイク禁止の校則や処分は違法、不当」として学校法人鎌形学園（千葉県酒々井町）に慰謝料三百万円を求めた訴訟の上告審判決を下した。判決は、「校則は社会通念上不合理とは言えず、自主退学勧告も違法ではない」として原告の請求を退けた二審・東京高裁判決を支持、原告の上告を棄却した。一、二審判決によると、原告は鎌形学園経営の東京学館高校二年生だった1981年9月、友人に貸したバイクが検問中の警官をはねて重傷を負わせるひき逃げ事故を起こしたことから免許取得が発覚、自主退学の勧告を受け退学した。

判決は、①バイク禁止校則が財産権、幸福追求権などを定めた憲法に反するとの原告の主張について、「私立学校のような私人間の関係では、憲法の規定はそのまま適用されない」との判例を踏襲。「校則や自主退学勧告が違憲かどうか論じる余地はない」とした。②「三ない運動」の結果、事故が減少したことなどを理由に「校則は社会通念上、不合理とは言えない」とした一、二審の判断を支持。「三ない運動」を定めた校則は妥当との判断を示した。③自主退学勧告の妥当性について「事故が社会や生徒に与えた衝撃が重大で、反省の態度が見られず家庭の指導協力も得られない以上、退学勧告はやむを得ない」とした一、二審判決を正当と指摘、原告側の主張をすべて退けた²⁵⁾。

(7) バイク問題解決の在り方

①既述のように、子どもの権利条約は、いわゆる市民的自由の権利については他人を害する場合や公共の秩序を害する等の場合等に限り、かつ、法律に定める場合にしか制限でないとするものである。この論理は、既述のように、憲法上の個人的自由にも適用しうるはずであるが、バイクやオートバイ運転については加えて道路交通法の免許により明確な個人の権利としての法律上の保障を受けるべきものである。上記東京地裁判決及び最高裁判決は、このような法理に反している。一つの方向は、バイク等の運転・免許取得・所有は生徒本人及び親の自由と責任の問題であり、学校は通学問題として以外は規制を加えない。関与するとすればバイク等の危険性の周知を含む安全教育を行いそのための届け出制度をとるという方向である。

同時に、高校生のバイク、オートバイによる事故は他人を傷つけに本人と親にとっても重大な事態を生じうる深刻な社会問題であり、慎重な対応が望まれる。

②高校生のバイク等の運転が真に危険であるならば道路交通法第88条第1項第1号を含む自動車運転免許制度の改正が必要である。

③また、生徒・親集団の多数意思によって個別の学校において学校の規律としてバイク等の所有・免許の取得・運転等を規制することができるようにするためには、学校にそのような権限を与える法律が定められその手続きに従うことが必要である。

④現行制度のもとでは、憲法上の個人の自由と法律に基づく運転免許による個人の権利とを尊重して、学校による生徒に対する二輪免許、原付免許の取得等の規制は、入学時等にお

ける学校と生徒・親との個別の合意による契約(入学・在学契約の付帯条項)等としてならば成立し得る余地がある。この場合、実質的に学校による一方的強制にならないための仕組みが必要であるとともに、子どもの意思を尊重しながら指示・指導を与える親の責任・権利・権限の適切なあり方が追求されなければならない。

おわりに

以上の考察・論述を通じて、今日の日本の学校の管理主義教育を支えている法規・制度・慣行に果たしている文部省や最高裁の役割の大きさを改めて感じる。その立場・思想の根幹は、「学校は教育目的達成のため必要な範囲内であれば法律の根拠に基づかなくても児童・生徒の自由や人権、権利を制限できる」というものである。子どもの権利条約は、本稿で論じてきたように、特にいわゆる市民的権利については特定の場合でしかも法律の定める場合以外、子どもの権利は制限できないとするものであり、上記のような人権・権利の軽視に真向から対抗するものである。それ故、子どもの権利条約批准は極めて重要である。同時に、憲法・教育基本法の存在のもとでも学校の管理主義教育等が進行してきたことを考えると、憲法・教育基本法・子どもの権利条約の原則と規定の実現を求めながら、教育の具体的な局面で一つ一つ具体的に子どもの権利を保障・発展させてゆくことこそ重要と考える。

註

1) 次の先行研究を基調として参考にした。
①子どもの人権保障を進める各界連絡協議会・学習研究委員会・現行法制検討小委員会報告『『子どもの権利条約』と国内法の問題点』、『教育評論』1990年3月号。②永井憲一・寺脇隆雄編『解説・子どもの権利条約』、日本評論社・1990年5月。

2) 前掲『解説・子どもの権利条約』73頁。

3) 生徒規則等については、下記の拙稿で、その概念および法的性格、要点後述の制定・改廃への生徒参加の現状を含め、総括的に論じた。「生徒規則(校則)の検討」・関西教育行政学会『教育行財政研究』第16号・1989年4月。後述の生徒参加実態調査は、①坂本『生徒規則マニュアル』ぎょうせい。②打田「公立中学校における校則(生徒規則)に関する調査研究」兵庫教育大学

大学院教育経営コース調査報告書。③大阪弁護士会少年問題対策特別委員会報告書『子どもの人権と校則・懲戒』83-4頁。

4)、5) 1984年・労働旬報社刊『戦後日本教育判例体系』第3巻所収

6) 文部省教務研究会編集『最新学校教務質疑応答集』ぎょうせい刊・加除式1982年現在、1917-8頁。

7) 1971年3月、東京都千代田区立麹町中学校を卒業したが、内申書に「全共闘」等と書かれ、五つの高校入試で不合格となり、卒業式にも出席できなかった保坂展人氏が、都と千代田区を相手取り三百万円の損害賠償を求めた「内申書訴訟」に関して、1988年7月15日午前、最高裁第二小法廷で上告審判決が言い渡された。香川保一裁判

国連・「子どもの権利に関する条約」と学校教育改革

長は「内申書は外部的行為を記載しただけで、違憲主張は理由がない」と述べ、卒業生の上告を棄却した。この最高裁判決は次のように述べている。

「原判決によると、本件中学校においては、学校当局の許可を受けずに校内においてビラ等の文書を配布すること等を禁止する旨を規定した生徒会規則が存在し、本件調査書の備考欄等の記載事項中、上告人が麹町中全共闘を名乗って機関紙「砦」を発行したこと、学校文化祭の際ビラまきを行ったこと、ビラを配布したり落書きをしたことの行為がいずれも学校当局の許可なくしてされたものであることは、本件調査書に記載されたところから明らかである。

表現の自由であるといえども公共の福祉によって制約を受けるものであるが、前記の上告人の行為は、いずれも中学校における学習とは全く関係のないものというのであり、かかるビラ等の文書の配布及び落書きを自由とすることは、中学校における教育環境に悪影響を及ぼし、学習効果の減殺等学習効果をあげる上において放置できない弊害を発生させる相当の蓋然（がいぜん）性があるものといえることができる。かかる弊害を未然に防止するため、右のような行為をしないよう指導説得することはもちろん、前記生徒会規則において生徒の校内における文書の配布を学校当局の許可にかからしめ、その許可のない文書の配布を禁止することは、必要かつ合理的な範囲の制約であって、憲法21条に違反するものでないことは、昭和58年6月22日最高裁大法廷判決の趣旨に徴して明らかである。」（毎日新聞1988.07.15夕刊「内申書訴訟上告審の判決理由要旨」）。

判決全文および上告理由は『判例タイムズ』No.675、所収。

8) 以上4点に付き『解説・子どもの権利条約』83、84頁参照。

9) 【事例】東京都江戸川区日本基督教団小岩教会牧師沢正彦氏の娘2人が区立小岩小に通っていた昭和57（1982）年6月の日曜午前中に同小学校で父母参観特別授業が行われた。2人は毎日曜日、教会学校で礼拝などに参加していたため、この授業を欠席したところ学校側は、欠席扱いと

して指導要録に記入した。このため、2人の児童と両親は「礼拝は信仰生活の中の核心的な宗教行為で、最大限に尊重されるべきだ。『欠席』が指導要録に記入されれば外部からの照会などで不利益を生じる」「学校が欠席扱いにしたのは、憲法20条が保障する信教の自由に反する」などとして、東京都や江戸川区などを相手に、欠席処分の取り消しと損害賠償を求めて提訴した。裁判の中では、(1)キリスト教徒にとって、礼拝が日曜朝に行われることは古くから確立している(2)親が子に信仰を伝えるのは、家庭教育の重要な側面であり、学校教育は休日を奪ってまで親の教育権を侵害すべきでない、と主張。1986年3月20日、東京地裁民事3部山本和敏裁判長は、「多くの父母に出席してもらうため、校長が日曜日に授業を行うことに違法はない。宗教上の理由で出席を免除するのは、公教育の宗教的中立性を保つ上で好ましくない」とし、「欠席処分の取り消し」については、「指導要録への欠席の記入は、行政処分ではない」と、訴えを却下。損害賠償については「公教育が信仰上の集会と競合するのは、日曜日だけには限らず、合理的根拠がある場合、集会は一定の制約を受けざるをえない。欠席処分でこうむった不利益は受忍すべき範囲内」などとして請求を棄却した。（以上、朝日新聞1986.03.21朝刊。判決全文は、『判例時報』1185号、所収。）

10) 「一、原判決が学校教育法施行規則五四条の三に規定する調査書（以下「調査書」という。）として送付された本件調査書には、上告人・保坂の思想、信条にわたる事項又はそれと密接な関連を有する上告人の外部的行動を記載し、思想、信条を高等学校の入学選抜の資料に供したことを違法でないとしたのは、教育基本法三条一項、憲法一九条に違反するものとする点について

原審の適法に認定したところによると、本件調査書の備考欄及び特記事項欄にはおおむね『校内において麹町中全共闘を名乗り、機関紙『砦』を発行した。学校文化祭の際、文化祭紛争を叫んで他校生徒と共に校内に乱入し、ビラまきを行った。大学生ML派の集会に参加している。学校側の指導説得をきかないで、ビラを配ったり、落書きを

大手前女子学園「研究集録」(大手前女子短大研集) 第11号 (1991年)

した』との記載が、欠席の主な理由欄には『風邪、発熱、集会又はデモに参加して疲労のため』という趣旨の記載がされていたというのであるが、右のいずれの記載も、上告人の思想、信条そのものを記載したものでないことは明らかであり、右の記載に係る外部的行為によっては上告人の思想、信条を了知し得るものではないし、また、上告人の思想、信条自体を高等学校の入学選抜の資料に供したものは到底解することができないから、所論違憲の主張は、その前提を欠き、採用できない。

なお、調査書は…その選抜の資料の一とされる目的に適合するような生徒の学力はもちろんその性格、行動に関しても、それを把握し得る客観的事実を公正に調査書に記載すべきであって、…」。

「三、所論は、教師が教育関係において得た生徒の思想、信条、表現行為及び信仰に関する情報は、調査書に記載することによって志望高等学校に開示することができないものであるにもかかわらず、この情報の本件調査書の記載を適法とした原判決は、憲法二六条、一三条に違反する旨を主張するのであるが、本件調査書の備考欄等の記載は、上告人の思想、信条そのものの記載でもなく、外部的行為の記載も上告人の思想、信条を了知させ、また、それを評価の対象とするものとはみられないのみならず、その記載に係る行為は、いずれも調査書に記載して入学選抜の資料として適法に記載し得るものであるから、所論違憲の主張は、その前提を欠き、採用できない。」(注7)に前掲の「判決理由要旨」)

11) 【大阪府立高校における生徒規則の例】

①k高：懲戒される行為：(1) 無断で団体等を結成した場合。②n高、i高：学校の内外を問わず、団体を結成したり、団体に加入したりするときは、事前に生徒指導部に願い出て、学校の承認を得ること。③m高：集会等には責任者を明らかにし、必ず指導教員がつく。④m2高：許可願
4. 校外での…集会…。提出先 生活指導部。
⑤k2高：高等学校の内外を問わず、本校生徒という身分において団体を結成しようという場合には、係の先生に届け出て、その指導を受けること。⑥

i2高：学校内外で、生徒の集会を計画する場合は、あらかじめ生徒部の許可を受けること。⑦f高：生徒として外部諸団体(スポーツ団体を含む)に加盟、参加、出場等をする場合は学校長の許可を必要とする。⑧s高：校外に於いてクラスや部の催す会食(パーティ)は、学級担任・部顧問の付き添いのいかんにかかわらず認めない。⑨t高：学校内外で生徒の集会を計画する場合は、必ず生徒指導部に事前に届け出て許可を受ける。m高：同旨。⑩s2高：集会・文書配布・署名運動・掲示・拠金・物品販売・同好会の結成：すべて事前に生徒指導部の指導許可を受けて実施する。⑪i2高：2. 学校の内外で諸種の行事、集会、催し物、試合等を行う場合、関係の先生の承認を受けて、その指導のもとで行うこと。3. 対外試合、校内外の集会催し物等への出場、参加の場合や校外諸団体への加入は、顧問又は担任の先生の承認を受けること。⑫a高：遠足・会合等を計画するときは、あらかじめその内容を学校の届け出て、その承認を受けること。⑬t2高：学校の内外をとわず、集会したり、団体を結成したり、他の団体に加入したりするときは事前に生徒会指導部に届け、学校の承認を受けること。

以上、各校『生徒手帳』等からの抜き書き。

【中学生のロック・コンサート参加の規制】

1990年7月29日、八代市の市制50周年記念事業の1つとして催されたロックバンド「ハウンド・ドッグ」のコンサートに対して、熊本県八代市内の10校の中学のうち9校で、チケット代(4120円)が高すぎる、終演時刻(午後9時)が遅い、会場(屋外)付近は夜間は危険、などを理由に生徒の参加を禁止した。生徒の要求、バンド側の好意等を経て91年3月の再コンサートには条件つきながら参加が認められた。(朝日新聞91年2月16日、夕刊)

12) 【高等学校生徒会の連合的な組織について】
(1960.12.24 文部省初等中等局長通達)

「(高校生の)連合組織が結成されれば、生徒会活動は外部の好ましくない勢力によって支配され、学校の指導も及び難くなることはこれまでの例に徴しても明らかであり、それはもはや学校の

国連・「子どもの権利に関する条約」と学校教育改革

教育課程範囲から逸脱しているものといわざるをえません。

このような見地から、高等学校生徒会の全国的または地域的な連合組織を結成したり、それに参加することは、教育上好ましくないと考えます。

よって、貴管下の各高等学校に対し、この趣旨を徹底し、生徒会活動にそれぞれの事情に即して適切な指導が行われるよう御配慮願います。

なお上記の連合組織には、学校の指導監督のもとにあるクラブの連合組織を含むものではありませんので念のため申し添えます。」

【高等学校における政治的教養と政治的活動について】（各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事、付属高等学校をおく各国立大学長、各国立高等学校長あて。文部省初等中等教育局長より送付、1969年10月31日「文部省見解」。「」内は抜き書き、[]内は要約。）

①「国家・社会としては未成年者が政治的活動を行うことを期待していないし、むしろ行わないよう要請しているともいえる」。②「生徒は心身ともに発達過程にあるので」「教育的立場からは、生徒が特定の政治的影響を受けることのないよう保護する必要がある」③「生徒が政治的活動を行うことは、…学校が…行っている政治的教養の教育の目的の実現を阻害するおそれがあり、教育上望ましくない」④「生徒の政治的活動は、学校外活動であっても、何らかの形で学校内に持ち込まれ、現実には学校の外と内との区別なく行われ、他の生徒に好ましくない影響を与える」⑤「生徒が学校内に政治的な団体や組織を結成することや、放課後、休日等においても学校の構内で政治的な文書の掲示や配布、集会の開催などを行うことは、教育上望ましくないばかりでなく、教育の場が政治的に中立であることが要請されていること、他の生徒に与える影響、学校施設の管理の面等から、教育に支障があるので学校が禁止するのは当然である」⑥「放課後、休日等に学校外で行われる生徒の政治的活動は、…学校が教育上の観点から望ましくないとして生徒を指導することは当然であること。（原文では改行－引用者）特に違法なもの、暴力的なものを禁止することは

当然であるが、そのような活動になるおそれのある政治的活動についても制限、禁止することが必要である。」

直接条約第15条に触れるのは、上記⑤であるが、全体を通じて子どもを専ら保護すべき対象としてとらえていることが明白・濃厚であり、条約第12条、第13条、第14条の権利に触れることも明白である。特に条約第13条の政治的表現・情報の自由に関する否定的な③、④、⑥については本稿(二)の(4)の①と同様の批判が当てはまる。

13) 最近の事例 ①87年中学1年生、88年中学2年生の女子を学校の健康診断の際パンツ1枚にさせている（高崎市、90.09.13朝日朝刊群馬版）。②東京都立東村山西高校で、1990年10月、授業中に開いていた手帳を担任教師が没収、「返してほしい」「何が書いてあるのか」などのやりとりを経て、「この手帳があると先生も見たくないので、いっしょに燃やそう」と手帳を燃やしてしまうなどの「特別指導」の末、当該女子生徒が結局、退学届けを出すに至った（91.03.27朝日新聞朝刊）。③90年7月、小学校教員2人が福岡市及び周辺2市1郡の82中学校の生徒会宛に『生徒人権手帳』を郵送したところ福岡市内の9中学校では校長ないし教頭が勝手に返送した（『ナルドレンズ・レポート』91年4月号）。

14) ①「性格テスト」には、「生徒理解多面的検査」「問題行動予測診断」など種々がある。東京都の区部では練馬、渋谷など六区の中学校で部分的に行われている。練馬区以外の他区は、民間業者が発行するテストを使っている。種類は様々あるが、生徒が学校で回答した後は、業者がコンピューターで診断、一人ずつの「非社会的問題傾向」や神経質などの「性格特性」を五段階で評価するなどの分析をしたうえで各学校に返送する。この結果は例外なく、親や子には知らされず、担任教諭らが指導目的のためにのみ、活用している。質問項目は、「悪へきに悩んでいる」「自分の容姿がきらい」など様々に「はい」「いいえ」で答える形式がほとんど。（89.05.31東京読売朝刊）

②千葉県立高校の一部でも使われている。学校現場では生徒や親にきちんとした説明もなしに実

大手前女子学園「研究集録」(大手前女子短大研集) 第11号 (1991年)

施されており、従ってテストを受けたくない生徒に対する人権侵害の疑いがある、テストの結果が本人には全く知らされない場合が少ないのに結果を判定する業者にはデータが渡され、プライバシー保護の点で疑問がある、との疑問が発せられている。(89.10.24朝日新聞朝刊千葉版)

③名古屋市東部の中学校では、数年前から日本文化科学社(東京都文京区)の「日文化 児童・生徒の意見・態度・悩み調査」(PST-AD)を取り入れている。調査後、教師の手に届く教師用の各生徒1枚ずつの「個人診断票」には情緒安定性や劣等感など10項目が5段階で示されるほか、「反抗・攻撃」「登校拒否・対人不適応」「虚言・かくれ非行」など8項目の問題行動傾向や「教師に不満がある」「異性とこのことで悩む」などの悩み、不満が19項目あり、いじめっ子タイプか、またその傾向の度合いまでも分かるようになってきている。(90.5.2朝日新聞夕刊)

15) 野坂実「情報公開制度をもつ自治体一覧」・『月刊子ども』1990年8月号。

16) 「行政機関の保存する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(昭和63年法律第9号)

第一三条 何人も、保有機関の長に対し、自己を処置情報の本人とする処置情報(個人情報ファイル簿に掲載されていない個人情報ファイルに記録されているもの及び第七条第二項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載しないこととされたファイル記録項目を除く。)について、書面により、その開示(処置情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校における成績の評価または入学者の選抜に関する事項を記録する個人情報ファイル、…については、この限りでない。

第一四条 保存機関の長は、開示請求に係る情報処理について開示することにより、次の各号のいずれかに該当することとなると認める場合には、当該処理情報の全部又は一部について

開示をしないことができる。

一 次に掲げる事務のいずれかの適正な遂行に支障を及ぼすこと。

二 学識技能に関する試験、資格等の審査、…その他これらに準ずる評価又は判断に関する事務

17) 下記①をもとに、②、③、④を参考として筆者がまとめた。①高槻市教育委員会教育長藪重彦より高槻市個人情報保護審査会会長山中永之佑宛「弁明書」(高教教第 686号平成3年2月13日)。②市教育長宛市審査会会長答申「異義申し立てに対する決定について」(高個査答申第1号。平成3年2月28日)。③訴訟の原告代理人となった岩佐嘉彦弁護士の3/21関西子どもの人権研究会における報告。④4/4大阪高等学校教育法研究会における峯本耕治弁護士の報告。

18) 森本氏宛高槻市教育長「異義申し立てに対する決定」高教教第 231号平成3年6月7日。

19) なお、他方で同市教委は公開請求の背景として進路指導にかかわる個人情報の提供の不備や、学校教育に対する不信があることを認め、その改善策として、現在の中学3年生の進路指導から、生徒の相対評価を記したカードを作成、進路指導の際、本人や保護者から要求があれば提示していく方針を明らかにした(91.6.8、朝日朝刊)。

20) 注3)に前掲の「生徒規則(校則)の検討」。

21) 1990年3月30日、毎日新聞朝刊。

22) 1990年7月7日朝日新聞朝刊、報道。

23) 朝日新聞90.4.17 朝刊茨城版、同91.2.1朝刊神奈川版など。神奈川県教委の記事は、同91.2.6朝刊。

24) 91.05.27朝日新聞夕刊「オートバイ禁止校則訴訟の判決理由<要旨>による。判決全文は『判例時報』1387号、所収。

25) 91年9月3日共同通信による。

—1991年9月10日—